

岡 高 第 30887 号  
令和 8 年 3 月 31 日

松尾園利用者 各位

岡山市高齢者福祉課長

### 令和 8 年度における岡山市立松尾園利用時間等について

平素より、岡山市立松尾園（以下、「松尾園」といいます。）の運営にご協力いただきありがとうございます。

令和 7 年度まで松尾園の浴場は温泉として営業しておりましたが、温泉の水量が低下し、長期の休業を余儀なくされたところです。このことにより、令和 8 年度からは温泉を廃止し、水道水を用いた公衆浴場として営業することとなりましたので、お知らせいたします。

また、令和 8 年 3 月 31 日をもって、現指定管理者による運営が終了するため、令和 8 年度は、岡山市が直接運営を行うこととなりました。

ご不便をおかけしますが、利用時間等に変更がありますので、下記のとおり、ご利用上の注意事項を申し上げます。

予めご了承の上、ご利用くださいますよう、よろしく願いいたします。

### 記

#### 1. 条例及び規則について

松尾園の利用にあたっては、岡山市立老人憩の家条例（昭和 46 年市条例第 16 号）及び岡山市立老人憩の家条例施行規則（昭和 46 年市規則第 56 号）並びに関係法令を遵守してください。

#### 2. 利用時間等について

松尾園での入浴は 60 歳以上の方（令和 8 年は 1966 年、昭和 41 年生まれの方）とその付添人です。介助がなくても入浴できる方が対象です。

市内と市外在住の場合とで入浴料が異なりますので、ご住所のわかるもの（免許証等）の提示をお願いすることがあります。

松尾園の開園時間は引き続き 17:00 までですが、入浴時間が変更になりま

す。入浴可能な時間は下表のとおりとなりますので、所定の時間までに脱衣室からご退出くださいますようお願いいたします。

また、混雑を避けるため、引き続き、一度に利用できる人数は7人まで、浴場利用時間も最大1時間とします。

#### 入浴時間及び最終受付時刻

	入浴可能時間	受付（最終）
月曜日	定休日	定休日
火曜日～土曜日	10：30～15：30	15：00
日曜日	10：30～14：30	14：00

※年末年始を除く。

松尾園は高齢者の方が安心して利用できる施設となるよう、暴力団関係者の利用を堅くお断りしております。

施設職員から繰り返し注意を受けても、指示に従っていただけない場合には、その後の利用をお断りすることがあるほか、暴力や暴言、迷惑行為が確認された場合には、直ちに通報しますので、ご注意ください。

### 3. 体調管理について

松尾園は老人憩の家であり、60歳以上の方にご利用いただいておりますが、医療や介護についての設備や人員の配置がございません。

そのため、入浴についての体調管理につきましては、ご自身で十分にご注意いただくとともに、体調がすぐれない場合での無理な入浴はご遠慮いただくなど、ご協力をお願いいたします。

### 4. 緊急時の対応について

前項のとおり、体調管理は各利用者ご自身でお願いしているところですが、体調の急変や事故の発生時（松尾園利用者が入浴中または更衣中において、怪我や意識を失った場合等）においては、以下のとおり対応を行うことが想定されるため、予めご了承の上、松尾園をご利用くださいますよう、お願いいたします。

- (1) 応急処置や救急対応時における状況や職員の勤務状況によっては、女性利用者への救出や対応に、男性職員が関わる可能性があります。
- (2) 上記のような状況において、男性職員が浴場や更衣室に立ち入る場合には、他の利用者の方には、バスタオル等で体を覆っていただくため、予めご準備ください。
- (3) 消防職員の指示を受けた場合には、男性職員が必要な処置を行うことがあります。

## 5. 熱中症予防について

近年は気候変動の影響等により、熱中症による健康被害が数多く報告されております。体調の優れない時や、熱中症警戒情報の発表時には、無理な外出を避けましょう。


また、気温の高い日は、こまめに水分と塩分を補給し、入浴時間を10分程度に留めていただくことがありますので、よろしくお願いいたします。

## 6. カスタマーハラスメント対策について

今年度からカスタマーハラスメント対策が義務化されます。松尾園を安定的に運営するためには、従業員の安全と安心が確保されるように労働環境を整える必要がありますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」や、「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの」の例としては、以下のようなものが想定されます。

「顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合」の例
<ul style="list-style-type: none"><li>・企業の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合</li><li>・要求の内容が、企業の提供する商品・サービスの内容とは関係がない場合</li></ul>
「要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動」の例
<p>(要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いもの)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体的な攻撃(暴行、傷害)</li><li>・精神的な攻撃(脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言)</li><li>・土下座の要求</li><li>・継続的(繰り返し)、執拗(しつこい)な言動</li><li>・拘束的(不退去、居座り、監禁)な行動</li><li>・性的な言動等</li></ul> <p>(要求内容の妥当性に照らして不相当とされる場合があるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・商品交換の要求</li><li>・金銭補償の要求等</li></ul>



※厚生労働省「カスタマーハラスメント対策リーフレット」から抜粋

## 7. その他

- (1) 駐車場における事故、盗難等につきましては、一切の責任を負いかねますので、各自でのご注意をお願いいたします。
- (2) 岡山県受動喫煙防止条例の趣旨を踏まえ、敷地内での喫煙は堅くお断り申し上げます。また、景観の保持や山林火災の防止等の観点からも、たばこの吸い殻を路上に捨てること等のないようお願いいたします。
- (3) 器具等の使用に際しては、各自でご準備いただくほか、使用後は所定の位置に戻し、施設職員にお知らせください。